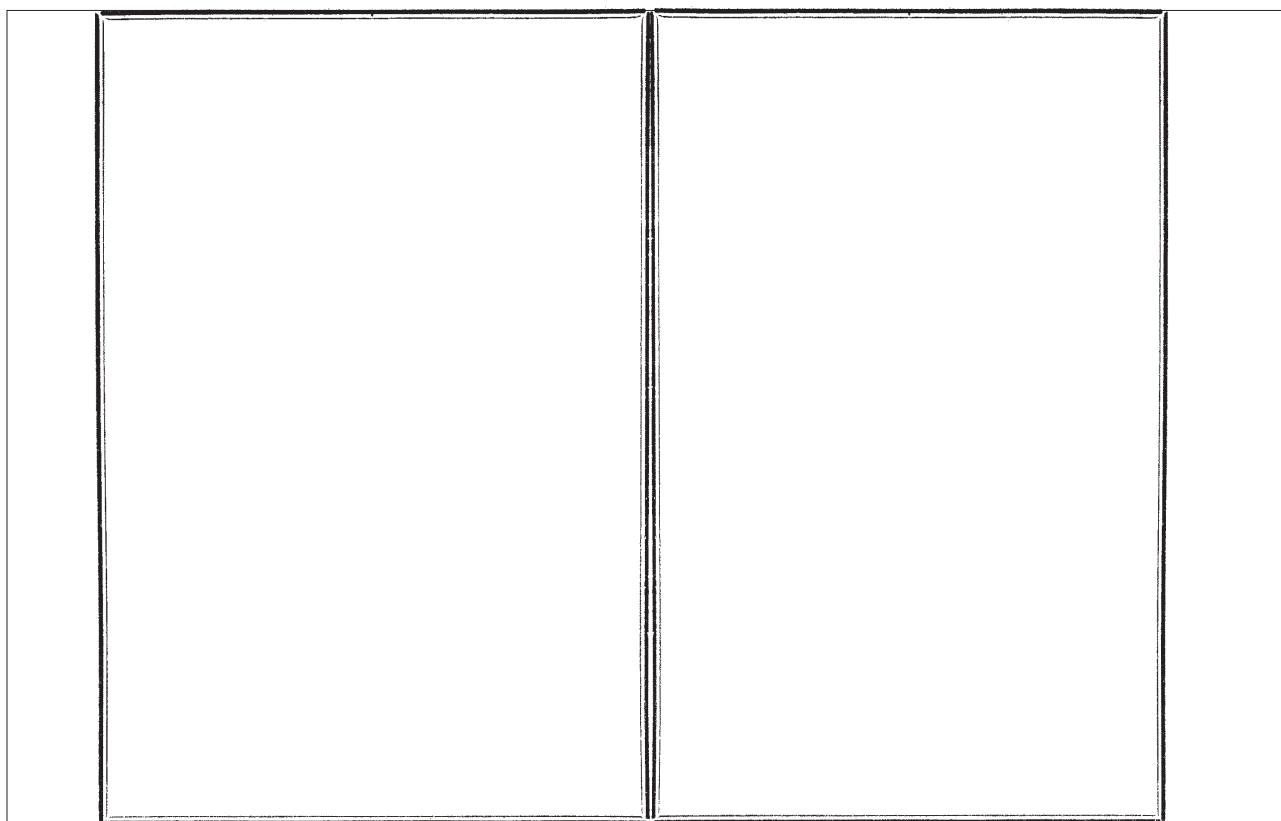
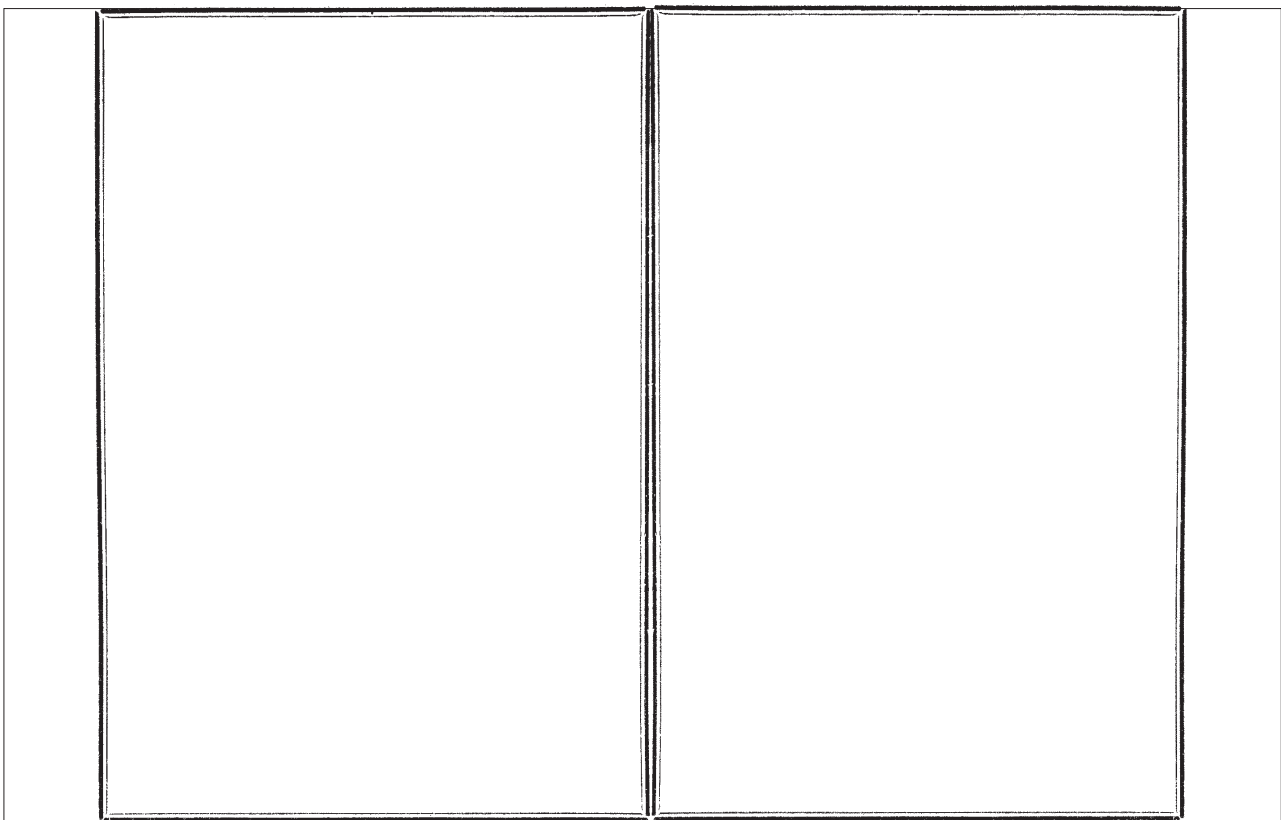


議事速記錄第七十一號

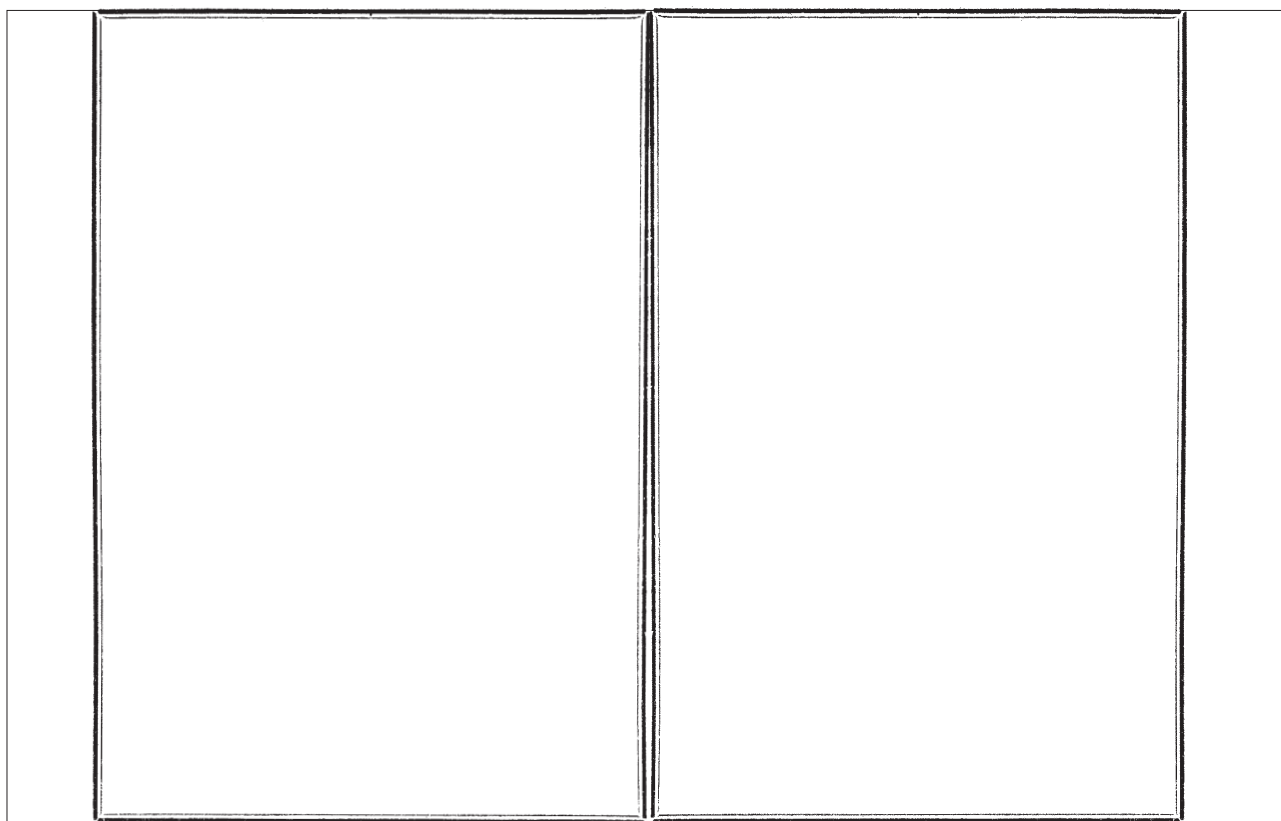
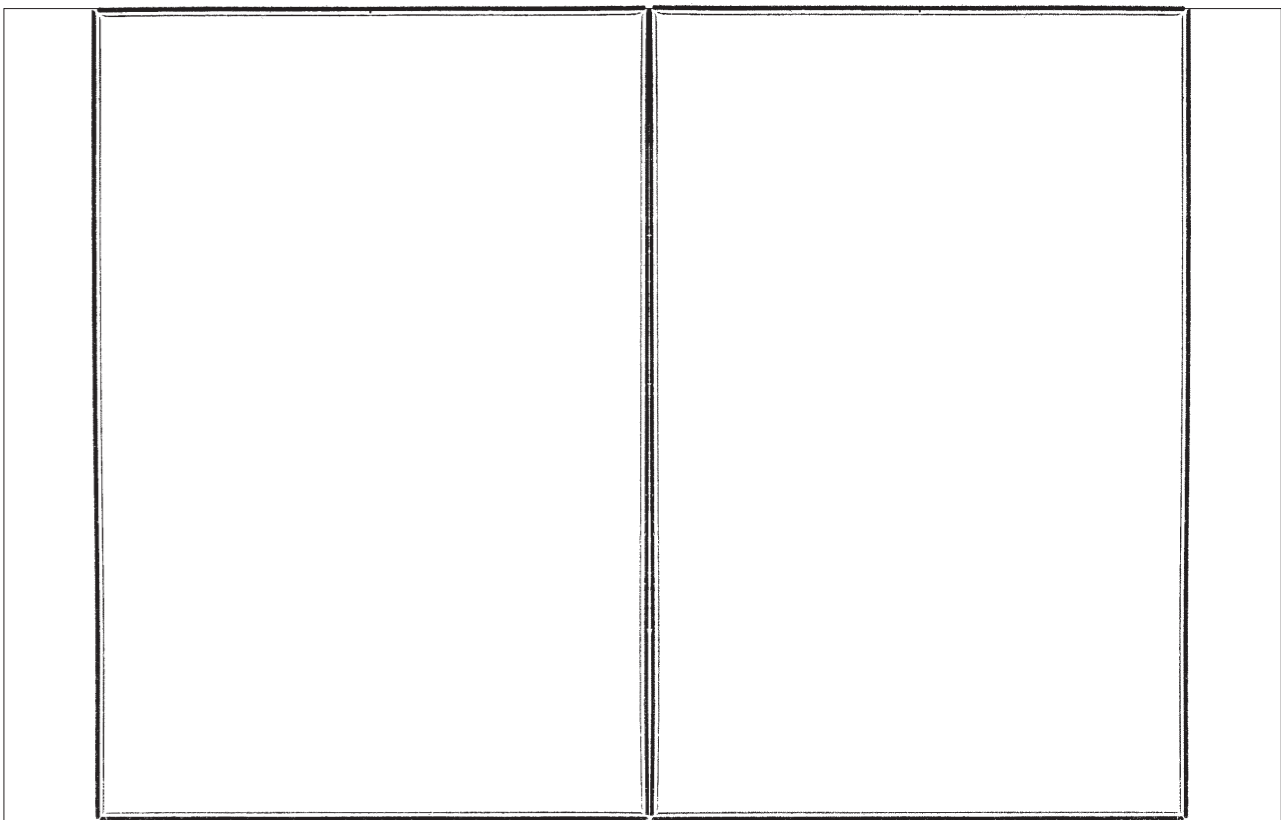
昭和十三年第四十四次居留民會
臨時會議事速記錄

天 津 居 留 民 團



議事速記録目次

一、天津神社宛供進ノ件	三頁
二、不動産取得課金條例中改正ノ件	三
三、土地課金條例中改正ノ件	三
四、家屋課金條例中改正ノ件	三
附 録	七
要 録	二



昭和十三年第四十四次居留民會臨時會議事速記録

昭和十三年十月十日
於 天津日本高等女學校講堂

議 事 日 程

- 第一、天津神社神苑供進ノ件
- 第二、不動産取得課金條例中改正ノ件
- 第三、土地課金條例中改正ノ件
- 第四、家屋課金條例中改正ノ件

出席 議員

- | | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 山田 榮治 | 菊地 新一 | 金山喜八郎 | 清水一太郎 |
| 鹿田多三郎 | 鹽谷信治 | 大内 專 | 小澤 昇 |
| 志村 正三 | 早瀬精一 | 中村三雄 | 上田 茂 |
| 野崎 誠近 | 山尾市二郎 | 橋本 磯太 | 植 前 香 |
| 佐々木 由太郎 | 岡本 久雄 | | |

出席 吏員

- 白井民團長 前田助役 小瀬會計主任 以下十三名

午後九時五十分開會

○副議長（龜澤省朗君）着席

只今迄の出席議員十八名、法定數に達して居りますから之より第四十四次居留民會臨時會を開會致します、折悪しく遠山議長が御病氣でございますので私代りまして議長を代行させて頂き、開會に先立ちまして總領事閣下より招集の辭がございます、暫く御清聴願ひます。

○田代總領事 登壇（拍手）

本日は「天津神社神苑供進ノ件」外數件の議題に付きまして論議を致す爲め臨時民會を招集致しました處、時局柄各位に於かれましては御多端の際にも拘はらず茲に御出席を得まして當臨時民會が開かれる事になりました、此の議案の中で天津神社神苑に關します事は、事柄の性質上何卒滿場一致の御賛成の下に總ての實現に到らん事を希望して已まない次第であります。

簡單でございますが、招集の辭として一言御挨拶申し上げます。（拍手）

○副議長（龜澤省朗君）

議事に入るに先立ちまして、只今監督官の方より議事録署名者として左の方を御指名てございました、金山喜八郎君、菊地新一君何卒御承知願ひます。

夫れては議事日程に入ります。

第一、天津神社神苑供進ノ件

提案者より御説明があります。

民團長（白井忠三君） 登壇

本案は本會開會前の協議會に於きまして御審議を得ましたのであります。從て提案の説明理由は協議會に於ける説明を以て之に代へさせて頂きます、何卒御審議の上御賛成を得たいと思ひます。

○副議長（龜澤省朗君）

提案理由に付きましては只今民團長の御説明の如くであります、皆さん賛否如何てございませう。

では御意見なくば滿場一致賛成と認めて可決確定したいと思ひますが、如何てございませうか

（一同「賛成」の聲あり）

では議會省略可決確定したいと思ひます。（賛成）

では可決しました、議事日程次に入りますが、第二、第三、第四とも相似た性質のものでございしますから此の三案とも一括して上程したいと思ひます、御異議ございせんか、（一同異議なし」の聲あり）

第二、不動産取得課金條例中改正ノ件

第三、土地課金條例中改正ノ件

第四、家屋課金條例中改正ノ件

では提案者より御説明願ひます。

○民團長（白井忠三君） 登壇

第二日程は「不動産取得課金條例中改正ノ件」であります、第三は「土地課金條例中改正ノ件」であり、第四は「家屋課金條例中改正ノ件」の三つてございしますが、之は從來も間々議論があつたのであります、從來此の不動産に關する課金は施行法規則の精神から申しますれば必ずしも租界外に課してはならんといふ事で無く、課していいといふ風に解釋せられるのであります、其の事は今條文の箇條書を茲に一寸持つて参りませんが、他の政府、若しくは公共團體等と同様の課金を納めて居る者は之を減免する事を得といふ規則が施行法規則にございしますが規則の精神から申せば課して宜しいが他の政府なり公共團體に同様の課金を納めて居る者は之を減免して宜しい斯ういふ事でありまして、過去に於きましては不動産は日本租界外英佛租界とか舊獨逸租界とか、伊太利租界とかいふ方面の土地、家屋の所有者は事實上は民團も土地課金、家屋課金等を掛けても宜しいが、日本租界の不動産の課金は低率である爲め只今申しましたやうな減免の規定に當められて、事實課しても取れ無い。只今迄土地課金條例、家屋課金條例、不動産課金條例は孰れも日本專管居留地内に限られて課税するやうな規定になつて居つたのであります、然るに御承知の如く二、三年前からの北支明朗化に従ひまして租界外の他の租界に各種工場が大きな建物を造る、土地も事實上日本人の手に入つて居る斯う云つた状態になつて参りましたので、今日では租界外の土地、家屋にも課税するのが適當であるといふ議論になつて居ります、殊に不動産取得課金は支那側に對して何等斯う云つた種類の課税を負

(5)

瘡して居ないのであります、但し夫れは家屋に付て上げてございまして、今日の處では土地の方は多くは何々張とか、李とか假名で事實紡續會社が土地を所有して居るといふ現状でござい
ますから、其の場合の登記税は支那人と支那人の買賣で、それから拂つて居りますが、家屋の方は
工場を建てます時に日本人の名前で工場を建て、居ります、そして支那人は日本人に對して
所謂課税が條約に出来ませんので何等支那人に家屋課金のやうなものを拂つて居ないのであり
ます。之に對して我民團が課税をしても宜しい、差支ないと斯う思はれるのであります、土地
の方は只今何々某といふ假名の下に事實は日本人が所有して居るから茲に技術的工作を加へれ
ば課税の方法があると思ひます、只今の三つの案の中で土地課金の方は差當つては課税すべき
目標は得られないのですが、家屋課金と不動産取得課金、家屋に對する保存登記をされる場合
當然其の課金を課する事が出来るのであります。又家屋課金の方もそうし得るのであります。
只租界の中にあります不動産と租界外にあります不動産を同一の率にして課する事は孰れの方
面から考へても餘り妥當ではなからうと考へますので其の點は然る可く斟酌をする、斯ういふ
風にして行きたいと考へまして土地課金條例改正案の中に「但外國ノ政府又ハ公共團體若ハ之
ニ準スヘキモノ」として入れました。條例の原則として日本租界内に課するものよりは低率を
課するといふ趣旨で各條例を改正、之を可決認可の上は直ちに實施したい斯う考へまして提案
した次第でございします。

此の機會に一寸申上げますが、學校の施設關係に於きまして只今極く切詰めた豫算で通りまし
ても來年度に於きましては學校の建築費が約一五〇萬圓の概算であります。斯様な事情から民

(6)

團としては出来るだけ財源を求めたい斯ういふ考へて居りますので、此の案もそう云つた必要
から提案された譯であります、何卒御審議の上御賛成をお願いしたいと思ひます。

○副議長（龜澤省助君）
何か御質問ございせんか

（一同「異議なし」と呼ぶ）
御質問もなくば可決確定したいと思ひます。

では議會省略第二、第三、第四案可決確定したいと思ひますが、如何でございませうか、（贊
成）之で全部議案が可決確定終了致しました。では本日の民會は之を以て閉會とします。大變
どうも御苦勞様でございました。（拍手）

午後十時十五分開會

(7)

昭和
十三年 第四十四次居留民會臨時會議事速記録附錄

昭和十三年第四十四次居留民會臨時會議に於て議決したる諸事項左の如し

（一）天津神社神苑供進ニ關スル件

今般天津神社御造營奉贊會長名ヲ以テ別添請願書ノ通天津神社御造營ニ付境内地及經費ノ一部並
在來建物供進ニ關スル請願アリタルニツキ之ヲ許容セントス

（二）不動産取得課金條例中改正ノ件

不動産取得課金條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 本文ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

「帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ本民團ノ地區内ニ在ル土地建物ニ關シ所有權、永借權
又ハ擔保ヲ取得シタルトキ亦同シ但外國ノ政府又ハ公共團體若ハ之ニ準スヘキモノニ
同種ノ課金ヲ納付スル者ニ對シテハ本課金ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトヲ得」

（三）土地課金條例中改正ノ件

土地課金條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 本文ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

「帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ本民團ノ地區内ニ於テ土地ヲ所有クハ永借スル者亦
同シ但外國ノ政府又ハ公共團體若ハ之ニ準スヘキモノニ同種ノ課金ヲ納付スル者及特
別ノ事情アリト認ムル者ニ對シテハ本課金ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトヲ得」

（四）家屋課金條例中改正ノ件

家屋課金條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 本文ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

「帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ本民團ノ地區内ニ於テ家屋ヲ所有スル者亦同シ但外國
ノ政府又ハ公共團體若ハ之ニ準スヘキモノニ同種ノ課金ヲ納付スル者及特別ノ事情ア
リト認ムル者ニ對シテハ本課金ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトヲ得」

（參考）

天津神社御造營ニ付

境内地及經費並在來建物供進ニ關スル請願書

天津神社ノ奉建ハ去大正九年十一月ニシテ建立ノ經緯ハ往年天津ニ來住スル居留民ノ年ヲ追テ増
加シ租界ノ發展ニ伴ヒ在留邦人間ニ神社創建ノ嚆矢ニ起リ先以テ 皇大神宮御靈奉齋所建設ノ計
畫ヲ成セルニ始マリタルカ會々 大正天皇陛下大正四年十一月十日ヲ以テ御即位ノ大典ヲ舉ケサ

(8)

セ賜フニ當リ貴民團ハ此好機ヲ逸セス即チ全年十月臨時民會ヲ開キ一ハ御即位大典ノ好記念トシ一ハ以テ居留民道徳ノ中心點トシテ敬神愛國ノ念ヲ深クシ同時ニ報本反始ノ誠ヲ致サンカタメ神社ヲ創立シ 皇祖天照皇大神ヲ奉祀シ 明治天皇ヲ合祀シ奉リテ天津神社ト稱ヘ奉リ天津ノ產土神ト仰キ奉ルコトヲ滿場一致議決サレ其建立費モ五箇年繼續事業トシテ積立テ遂ニ大正九年十一月十一日御鎮座ノ盛典ヲ奉仕シテ創設セラレタルモノニ御座候

爾來十有八年日本ニ於ケル神社規則並近ク公布サレタル外務省令神社規則ニ依リ祭祀ヲ奉行シ專ラ維持經營ニ努メ候モ本殿幣殿拜殿等基本社殿ハ多年ノ風雨ニ依リ腐朽甚タシク且ツ狹隘ニシテ氏子ノ激増ト相俟テ祭典ニモ事缺キ候ノミナラス境内ノ狹小ハ常時氏子ノ參拜ニモ不便ナル狀態ニ御座候、斯ノ如キハ神明ニ對シ奉リ恐レ多キ次第ナルト共ニ神社ノ尊嚴保持ノ上ヨリ見ルモ誠ニ遺憾至極ニ存候折柄今次ノ事變ニヨル非常時局ニ際シテ第一層團體開徹敬神崇祖ノ念ヲ羣カラシムルコトノ必要ハ申迄モナク依ツテ社殿ノ改築並境内ノ擴張ヲ計リ從來ノ不備不便ヲ除去シ益々神社本來ノ目的ヲ發揮致度右ハ在留民一同ノ切實ニ希望スル處ニテ國民精神作興上ニモ誠ニ緊要ノコトト被存候

就テハ來ル昭和十五年ハ恰モ天津神社奉齋二十年トナリ旁々紀元二千六百年ニ相當致候ニ付此機會ヲ期シ社殿ノ改築ト境内ノ整備擴張ヲ爲シ益々神德ヲ讃仰シ尊嚴ノ保持ヲ計リ度儀ニ宮公衛各會社銀行代表者各街界代表者ヲ以テ組織スル天津神社御造營奉贊會ヲ結成シテ(別紙規則書添付)協議ヲ重テ候處現境内地ハ社殿ノ造營ハ素ヨリ神社尊嚴保持ノ觀點ヨリスルモ餘リニ狹小ナルニ依リ現在大和公園トシテ御使用相成居候地域全體ヲ神社境内地ニ御編入相願ヒ是レニ基本社殿ハ

勿論附屬建物一切ヲ建設シテ風致ニ意ヲ致シ在來ノ面目ヲ一新シ神社トシテ尊嚴ヲ保持スルタメノ體裁上ニモ祭典儀式並參拜ノ奉行上ニモ遺憾ナカラシムルヲ最モ適當ナルコトノ議相續リ候最モ神社ヲ租界外ニ奉齋スルノ議一部ニ唱ヘラレ候モ神社ト氏子ノ關係警備上ノ點等考慮セハ畢竟現大和公園ヲ最適地ナリト奉存候

就テハ神社カ國家的施設ノ見地ヨリ其創メ貴民團ニ因リ創建セラレ天津共益會ノ設ケラルルヤ維持ニ充ツル供進金ノ供進トフレル從來ノ推移並神社ハ國家國民ト深遠ナル關係ヲ有スル點及在留民一同ノ切實ニ希望致居候コト等御諒承ノ上福島街十八番地ノ現在神社境内地トシテ使用ノ土地及大和公園地域全部ヲ天津神社境内地トシテ御供進被成下度願上候

尤モ神社境内ト相定メ候ヘ其内地ノ各神社境内ト全様神社ニ對シ不敬ニ亙サル限リ在留邦人ニ限リ境内ノ散策休息等ニハ差支ナキ様施設致度義ニ御座候又現有兒童ノ遊戲設備ノ如キモ他ニ適當ナル設備出來候迄ハ差支ナキ限リ存置致度存念ニ御座候

尙御改築並境内整備擴張ニ關スル費用トシテハ境内地タル大和公園ノ御供進ヲ得ルモノトシテ社殿其他附屬建物ハ金三十萬圓ノ建立費ヲ要スルモノト存候此ノ豫算額ハ基本社殿ヲ中心トシタル建造物ニ要スル費用ニシテ現下非常時局ノ折柄不念ノ建造物ハ取止メ出來得ル丈ケノ節減ニ務メタル次第ニ御座候、然シテ三十萬圓ノ經費ハ從來貴民團ニ於テ毎年御積立被下候(共益會當時ヨリ)金額ト氏子ノ供進ニ候ツモノニ御座處此際氏子ニ多額ノ負擔ヲ強フルコトハ誠ニ不本意ニ有之此點本會ニ於テ最モ苦慮致候モノニ御座候貴民團經費御多端ノ折柄申索ニ候得共以上申上候從來ノ關係其他御諒察ノ上建立費ノ一部併セテ御供進被下度懇願仕候

追而御改築並境内擴張ニ依リ在來ノ社殿及附屬建物ハ取毀スコトニ相成候處此建物ヲモ御供進被下度併セテ願上候

昭和拾叁年九月拾三日

天津神社御造營奉贊會長 田代重德

天津居留民團長 白井忠三殿

昭和十三年第四十四次居留民會臨時會要錄

- 一、議 員 定員三十二名
- 二、會 期 昭和十三年十月十日、(一日)
- 三、會 場 天津日本高等女學校講堂
- 四、成 績 省略す
- 五、議長及會議係

副議長 龜澤省朗
議長 白井忠三
書記 郷野治
速記 山下圭子
菊池萬龜子

